

重 要 事 項 説 明 書

1 介護保険適用の訪問介護サービスの例（第5条関連）

身体介護	入浴介助、食事介助、排泄介助、身体清拭、体位変換、移乗・移動介助等
生活援助	調理（利用者本人分に限る）、洗濯（利用者本人分に限る）、清掃（利用者の生活領域かつできない部分に限る）、買い物の代行、薬の受け取り代行等
通院等 乗降介助	病院、生活必需品の買い物、必要な手続きを行なうための役所等への移送介助等

※ 介護保険のサービスはその必要性を考慮の上で原則、ケアプランにより決定されます。

※ 要支援認定および事業対象者は移送サービスを伴う介護サービスを利用できません。

2 サービス提供時の駐車について（第12条2項関連）

サービス提供を行なうヘルパーは原則車両での移動を行なっています。滞在中の駐車場は利用者にご負担いただきます。

なお、やむを得ない理由により道路上等に駐車せざるを得ない場合、警察当局からの駐車許可を取得する必要があります。その際は許可取得までの間、サービス提供は致しかねますのでご了承ください（道路交通法上、許可を得られない場合もあります）。また、利用者からの指示による場所に駐車したにもかかわらず、警察からの取締りを受けた際には、事業者は利用者に損害の賠償を求めることができます。

3 キャンセル料（第13条関連）

利用者の都合によりサービスを中止（キャンセル）する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

（ア）サービス提供日の前日17時までに連絡をいただいた場合

無 料

（イ）サービス提供日の前日17時を過ぎて連絡をいただいた場合

予定されていたサービスの介護保険給付費 × 25% （小数点以下繰上げ）

（ウ）サービスの中止を申し出なかった場合

予定されていたサービスの介護保険給付費 × 100%

4 介護サービス利用料の支払い方法（第9条、第13条2項関連）

利用者は次のうち、いずれかの方法で事業者に利用料を支払います。

① 現金払い	事業者は毎月の利用料等の請求書を、翌月10日以降に利用者に送付します。請求書を受け取り後、20日間以内に現金にてお支払いください。
② 銀行振込	事業者は毎月の利用料等の請求書を、翌月10日以降に利用者に送付します。請求書を受け取り後、20日間以内に下記口座宛にお振込みください。なお、その際の振込手数料等は利用者が負担するものとします。 振込先：常陽銀行 渡里支店 普通口座 1326759 カ) ユリカゴ
③ 口座振替 (別途申込要)	事業者は毎月の利用料等の請求書を、翌月10日以降に利用者に送付します。事業者は毎月20日（土日祝日の場合は指定金融機関の翌営業日）に指定口座より利用料の振替を行ないます。 なお、利用者の都合により振替ができなかった場合、利用者は上記①または②の方法で速やかに事業者に利用料を支払います。

5 賠償責任保険への加入（第17条関連）

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名	訪問介護・居宅介護 賠償責任保険
-------	------------------

事業者がサービス提供を行う上で使用する車両は、すべて下記の条件以上の自動車保険に加入しています。

対人賠償：無制限　　対物賠償：200万円

6 事故発生時の対応

事業者は上記の賠償責任保険に加入した上で、業務中の事故発生時には迅速に対応します。

7 相談および苦情の窓口（第18条関連）

相談および苦情窓口（法人窓口）	栗林 雄一（管理者） 受付時間 每日 9:00～18:00 電話 029-229-7562
-----------------	---

その他、下記機関においても相談および苦情を受け付けています。

水戸市 福祉部 介護保険課	電話 029-232-9177
茨城県国保連 介護保険苦情相談室	電話 029-301-1565

8 個人情報提供・収集の同意（第16条関連）

（ア）利用者およびその家族は、ケアプランおよび個別支援計画に記載された内容および事業者が利用者に対してサービスを提供する上で、知り得た個人情報につき、利用者がサービスの提供を受けるために必要な範囲で、事業者が個人に関する情報を用

いることに同意することとします。

- (イ) 利用者は、医療機関または介護保険施設等（以下、医療機関等という。）に入院・入所中の場合でも、事業者が利用者に対してサービスを提供・継続する上で必要な範囲で、医療機関等へ利用者の心身の状態を照会する等の情報収集を行うことに同意することとします。
- (ウ) 事業者は別添資料に定める「個人情報保護の方針」に基づき、利用者の個人情報の厳正な管理を行なうこととします。

9 株式会社 ゆりかご ゆりかご介護サービス の概要

事業者の概要

運営主体	株式会社 ゆりかご
代表取締役	脇 健仁
事業者名	ゆりかご介護サービス
管理者	栗林 雄一
所在地	茨城県水戸市飯富町 3467-1
電話番号	029-229-7562
FAX 番号	029-229-7092
ホームページ	https://www.yurikago-kaigo.com/
指定事業者番号	0870101326
通常の事業実施地域	水戸市、城里町、茨城町、那珂市、ひたちなか市
第三者評価の実施	なし

職員体制（令和6年4月現在）

	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	合計
管理者	介護福祉士	0名	1名	0名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	5名	1名	2名	0名	8名
サービス従事者		17名	0名	37名	0名	54名

サービス提供時間帯

	早朝 6：00～ 7：59	通常時間帯 8：00～ 17：59	夜間 18：00～ 21：59	深夜 22：00～ 翌5：59	備考
月～土	△	○	△	△	雪の日は 休業
日・祝	△	○	△	△	

※ 時間帯により利用料金が異なります。

※ 介護保険を併用しない移送サービスは、日曜日のみ休業いたします。

- ※ △は対応できる職員が確保できた場合に限ります。
 - ※ 通常時間帯以外にも常時連絡が取れる体制を整備しています。
- 電話 029-229-7562

「利用料」、「運賃」および「交通費」について（第9条、第10条、第11条関連）

① 利用料の例（要介護1～5）

	~19分	20~29分	30~59分	60~89分	90分以上
身体介護	163単位	244単位	387単位	567単位	29分ごとに 82単位
生活援助	~44分		45~60分★		
	179単位		220単位		

★ 上限60分は当社規定によります

身体介護 と連続した 生活援助	身体介護の所要時間 +20~44分	身体介護の所要時間 +45~69分	身体介護の所要時間 +70~94分★
	身体介護の単位数に 65単位を加算	身体介護の単位数に 130単位を加算	身体介護の単位数に 195単位を加算

★ 上限94分は当社規定によります

通院等 乗降介助	サービス1回につき97単位
-------------	---------------

- ※ 介護保険給付費体系の規定により、時間帯により料金が異なります。（サービス開始時間を基準に早朝および夜間：25%増し、深夜：50%増しとなります。）
- ※ 当事業所は「特定事業所加算Ⅰ」の対象事業所となっていますので、上記サービス単位数に 20.0%が加算されます。
- ※ 当事業所は「介護職員処遇改善加算Ⅰ」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 13.7%が加算されます。（令和6年4月まで）
- ※ 当事業所は「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 6.3%が加算されます。（令和6年4月まで）
- ※ 当事業所は「介護職員等ベースアップ等支援加算」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 2.4%が加算されます。（令和6年4月まで）
- ※ 当事業所は令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」の対象事業所となり、合計サービス単位数の 24.5%が加算されます。
- ※ 法令で定める条件を満たした場合、下記の加算を追加料金として負担いただきます。
 - ① 初回加算 【200単位】
 - ② 緊急時訪問介護加算 【100単位/回】
 - ③ 口腔連携強化加算 【50単位/回（月1回を限度）】
 - ④ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 【100単位/月】または
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【200単位/月】

- ※ 当事業所が所在する水戸市は介護保険給付費体系の規定により、「5 級地」となっています。「1 単位=10.70 円」での計算となります。
- ※ 介護保険の利用者負担額は負担割合証に記載されているとおりです。
- ※ その他、介護保険給付費体系の規定によります。

(2) 利用料の例（要支援 1, 2 および事業対象者）

総合事業（介護予防ホームヘルプ）		備考
月 1 回～12 回	287 単位／回	
月 13 回以上	3,727 単位／月	※ サービスの提供時間はケアプランにより決定します。

- ※ 介護保険の利用者負担額は負担割合証に記載されているとおりです。
- ※ 当事業所は「介護職員処遇改善加算 I」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 13.7% が加算されます。（令和 6 年 4 月まで）
- ※ 当事業所は「介護職員等特定処遇改善加算 I」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 6.3% が加算されます。（令和 6 年 4 月まで）
- ※ 当事業所は「介護職員等ベースアップ等支援加算」の対象事業所となっていますので、合計サービス単位数の 2.4% が加算されます。（令和 6 年 4 月まで）
- ※ 当事業所は令和 6 年 6 月より「介護職員等処遇改善加算 I」の対象事業所となり、合計サービス単位数の 24.5% が加算されます。
- ※ 法令で定める条件を満たした場合、追加料金としてご負担いただきます。
 - ① 初回加算 【200 単位】
 - ② 口腔連携強化加算 【50 単位/回（月 1 回を限度）】
 - ③ 生活機能向上連携加算(I) 【100 単位/月】 または
生活機能向上連携加算(II) 【200 単位/月】
- ※ 当事業所が所在する水戸市は介護保険給付費体系の規定により、「5 級地」となっています。「1 単位=10.70 円」での計算となります。
- ※ その他、介護保険給付費体系の規定によります。

(3) 利用料の例（介護保険の適応を受けないサービス）

介護保険を併用する場合	1,100 円 / 30 分（税込）
介護保険を併用しない場合	1,600 円 / 30 分（税込）

- ※ 介護保険の適応に関しては、原則としてケアプランにより決定されます。
- ※ 単価設定は 30 分区切りとします。
介護保険を併用する場合の例：45 分の場合は 2,200 円になります。
- ※ サービス開始時間に応じ下記の加算が発生します。
夜間・早朝加算：25% 増し（開始時間が 6：00～7：59, 18：00～21：59）
深夜加算：50% 増し（開始時間が 22：00～翌 5：59）

④ 運賃の例（通院等乗降介助等の介護保険を併用した移送サービス利用時）

時間制	15分まで 500円 以降 15分ごとに 500円	15分単位は切り上げ (例) 40分は45分ぶんの料金になります。
-----	------------------------------	--------------------------------------

- ※ 本運賃は道路運送法に基づいて関東運輸局より受けている認可運賃によります。
- ※ 障害者手帳の交付を受けている利用者は事業者に申告することにより、上記の料金の10%の割引を受けることができます。なお、期間を遡っての割引はいたしかねますので、その都度障害者手帳をご提示ください。

⑤ 運賃の例（介護保険を併用しない移送サービス利用時）

初乗り（15分まで）	1,520円
加算運賃：15分までごとに	1,520円

- ※ 本運賃は道路運送法に基づいて関東運輸局より受けている認可運賃によります。
- ※ 本運賃の他、「介護チャージ料金」1,000円（税込）を申し受けます。
- ※ 待機時間、身体介護相当の介助が発生した場合には「待機・介助料金」として30分までごとに、1,500円（税込）を申し受けます。
- ※ 弊社で車いすを持参する場合には、「車いすレンタル料金」として通常型車いすは500円（税込）、リクライニング型車いすは1,000円（税込）をそれぞれ申し受けます。
- ※ 障害者手帳の交付を受けている利用者は事業者に申告することにより、上記の料金の10%の割引を受けることができます。なお、期間を遡っての割引はいたしかねますので、その都度障害者手帳をご提示ください。

⑥ 交通費の例（生活援助に伴う、車両を使用した代行サービス利用時）

距離制	1kmあたり 20円	100m単位は切り上げ (例) 4.8kmは5kmぶんの料金になります。
-----	------------	---

- ※ 本交通費は事業者が介護保険法に基づいて茨城県に届け出ている運営規程によります。
- ※ 本交通費に関して、障害者割引制度は適用できません。

資料 (契約書別紙 (兼重要事項説明書) 7 関連)

個人情報保護の方針

当社では利用者様の個人情報を以下のとおり大切にお取扱いをしていきます。

1 個人情報に対する当社の基本姿勢

当社は、個人情報保護法、経済産業省および厚生労働省のガイドラインに準拠した「個人情報保護の方針」を策定し、個人情報の取扱いに関して、厳正な管理のもとで行っています。

2 個人情報の収集 および 利用目的

当社は、利用者様からいただく個人情報の利用目的をあらかじめ明確に定め、適法かつ公正な手段により、必要な範囲で個人情報を収集します。

収集した個人情報は、収集目的の範囲内で利用・提供を行います。

3 個人情報の提供

当社は、法令に定める場合等を除き、個人情報を利用者様の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

4 個人情報の外部委託

当社では円滑なサービスの提供を適切に行うために、外部委託先に当社が保有する個人情報の取扱いを委託することがあります。その場合には当社の責任において委託先を厳選し、個人情報保護に関する契約を締結したうえで業務委託し、利用者様の個人情報を適切に管理、監督します。

5 個人情報の保護対策

当社が保有するデータベースシステムについては、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に係わるセキュリティ対策を講じています。

また、当社の従業員に対しては、定期的に個人情報保護のための教育を実施し、利用者様の個人情報を厳重に管理しています。

6 個人情報についてのお問い合わせ

利用者様からの個人情報の開示、変更および削除等に関するご請求は、お手数ですが当社までお申し出ください。お申込者がご本人様であることを確認のうえ、合理的な範囲内で速やかに対処いたします。

以上

本契約が成立したことを明らかにするため、また利用者が事業者に重要事項の説明を受け、同意したことを明らかにするため、この書面を2通作成し、利用者と事業者がそれぞれ1通ずつ所持します。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人 _____ 続柄 ()

(事業者) 住 所 茨城県水戸市飯富町3467-1

事 業 者 名 株式会社 ゆりかご

代 表 者 名 代表取締役 脇 健仁

説 明 者 _____

利用者はその心身の状況等により署名ができないため、利用者の意思を確認の上、私が利用者に代わって代筆しました。

(代筆者) 住所 (所属) _____

職 種 _____

氏 名 _____